

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令案新旧対照条文

○	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第八十号）（第一条関係）	1
○	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第二百二号）（第二条関係）	5
○	運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）（第三条関係）	20
○	鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）（第四条関係）	21
○	国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）（第五条関係）	22

改正案	現行
<p>（権限の委任）</p> <p>第四十五条 法第三章第三節から第七節まで及び第四章に規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）に委任する。</p> <p>一 法第十四条第三項の規定による認定、同条第七項において準用する同条第三項の規定による変更の認定及び同条第八項の規定による取消しに係るもの（法第十三条第二項第四号に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第一号の規定による出資又は貸付けを受ける旨が定められている道路運送高度化実施計画に係るものに限る。）</p> <p>二 法第十九条第三項の規定による認定、同条第六項において準用する同条第三項の規定による変更の認定及び同条第七項の規定による取消しに係るもの（法第十八条第二項第四号に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第一号の規定による出資又は貸付けを受ける旨が定められている海上運送高度化実施計画に係るものに限る。）</p> <p>三 法第二十四条第二項の規定による認定、同条第六項において準用する同条第二項の規定による変更の認定及び同条第七項の規定による取消しに係るもの（法第二十三条第二項第六号に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第一号の規定による出資若しくは貸付けを受ける旨が定められている鉄道事業再構築実施計画に係るもの又は鉄道事業法第三条第一項若しくは第二十五条第一項の規定による許可、同法第七条第一項、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第二十六条第一項若しくは第二項の規定による認可若しくは同法第十六条第三項の規定による届出（鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第七号に掲げるものを除く。）に係るものに限る。）</p> <p>四・五（略）</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第四十五条 法第三章第三節から第七節及び第四章に規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）に委任する。</p> <p>一 法第二十四条第二項の規定による認定及び同条第六項において準用する同条第二項の規定による変更の認定に係るもの（鉄道事業法第七条第三項の規定による届出に係るもの及び同法第十六条第三項の規定による届出に係るものであって鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第七号に掲げるものを除く。）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>二・三（略）</p>

六 法第二十七条の三第二項の規定による認定、同条第六項において準用する同条第二項の規定による変更の認定及び同条第七項の規定による取消しに係るもの（法第二十七条の二第二項第五号に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第一号の規定による出資若しくは貸付けを受ける旨が定められている地域公共交通再編実施計画に係るもの又は鉄道事業法第三条第一項の許可、同法第七条第一項若しくは第十六条第一項の規定による認可（鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第一号及び第六号に掲げるものを除く。）若しくは同法第十六条第三項、第十七条若しくは第二十八条の二第一項の規定による届出（同法第七十一条第一項第七号又は第八号に掲げるものを除く。）、軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の規定による特許若しくは同法第二十二条ノ二の規定による許可若しくは同法第十一条第一項の認可（軌道法施行規則第二十三条ノ二第一項に掲げるものを除く。）若しくは道路運送法第四条第一項の規定による許可（道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第一条第一項第一号に掲げるものを除く。）、同法第九条第一項若しくは第十五条第一項の規定による認可（同法第一条第一項第二号及び第六号に掲げるものを除く。）若しくは同法第九条第三項の規定による届出（同法第一条第一項第三号に掲げるものを除く。）に係るものに限る。）

七ノ十（略）

十一 法第三十条第七項において準用する同条第三項の規定による変更の認定に係るもの（鉄道事業法第七条第一項の規定による認可（鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第一号に掲げるものを除く。）、同法第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十七条第一項の規定による認可若しくは同法第二十八条の二第一項の規定による届出又は軌道法第十五条、第十六条第一項（軌道の譲渡に係る部分に限る。）若しくは第二十二条ノ二の規定による許可若しくは同法第二十二条若しくは同法第二十六条において準用する鉄道事業法第二十七条第一項の規定による認可に係るものに限る。）

四 法第二十七条の三第二項の規定による認定、同条第六項において準用する同条第二項の規定による変更の認定及び同条第七項の規定による取消しに係るもの（鉄道事業法第三条第一項の許可、同法第七条第一項若しくは第十六条第一項の規定による認可（鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第一号及び第六号に掲げるものを除く。）、若しくは同法第十六条第三項、第十七条若しくは第二十八条の二第一項の規定による届出（同規則第七十一条第一項第七号又は第八号に掲げるものを除く。）、軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の規定による特許若しくは第二十二条ノ二の規定による許可若しくは同法第十一条第一項の認可（軌道法施行規則第二十三条ノ二第一項に掲げるものを除く。）、又は道路運送法第四条第一項の規定による許可（道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第一条第一項第一号に掲げるものを除く。）、同法第九条第一項若しくは第十五条第一項の規定による認可（同法第一条第一項第二号及び第六号に掲げるものを除く。）、若しくは同法第九条第三項の規定による届出（同法第一条第一項第三号に掲げるものを除く。）に係るものに限る。）

五ノ八（略）

九 法第三十条第七項において準用する同条第三項の規定による変更の認定に係るもの（鉄道事業法第七条第一項の規定による認可（鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第一号に掲げるものを除く。）、同法第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十七条第一項の規定による認可若しくは同法第二十八条の二第一項の規定による届出又は軌道法第十五条、第十六条第一項（軌道の譲渡に係る部分に限る。）若しくは第二十二条ノ二の規定による許可、同法第二十二条若しくは同法第二十六条において準用する鉄道事業法第二十七条第一項の規定による認可に係るものに限る。）

十二 法第三十条第八項の規定による取消しに係るもの（鉄道事業法第三条第一項の規定による許可、同法第七条第一項の規定による認可（鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第一号に掲げるものを除く。）、同法第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十七条第一項の規定による認可若しくは同法第二十八条の二第一項の規定による届出又は軌道法第三条の規定による特許、同法第十五条、第二十六条第一項（軌道の譲渡に係る部分に限る。）若しくは第二十二條ノ二の規定による許可若しくは同法第二十二条若しくは同法第二十六條において準用する鉄道事業法第二十七条第一項の規定による認可に係るものに限る。）

2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次に掲げるもの（運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるものを除く。）は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

一 法第二十七条の三第二項の規定による認定及び同条第六項において準用する同条第二項の規定による変更の認定に係るもの（道路運送法施行令第一条第四項第一号、第二号若しくは第四号又は第四条第六項の権限のみに係るものに限る。）

二 四（略）

3・4（略）

（書類の提出）

第四十六条（略）

2 4（略）

5 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書又は届出書であつて一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送のみに係るものは、それぞれ当該事業の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（当該事業が運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるときは、当該事業の主として関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長）を経由して提出するものとする。

十 法第三十条第八項の規定による取消しに係るもの（鉄道事業法第三条第一項の規定による許可、同法第七条第一項の規定による認可（鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第一号に掲げるものを除く。）、同法第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十七条第一項の規定による認可若しくは同法第二十八条の二第一項の規定による届出又は軌道法第三条の規定による特許、同法第十五条、第二十六条第一項（軌道の譲渡に係る部分に限る。）若しくは第二十二條ノ二の規定による許可、同法第二十二条若しくは同法第二十六條において準用する鉄道事業法第二十七条第一項の規定による認可に係るものに限る。）

2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次に掲げるもの（運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるものを除く。）は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

一 法第二十七条の三第二項の規定による認定及び同条第六項において準用する同条第二項の規定による変更の認定に係るもの（道路運送法施行令第一条第四項第一号、第二号若しくは第四号又は同令第四条第一項の権限のみに係るものに限る。）

二 四（略）

3・4（略）

（書類の提出）

第四十六条（略）

2 4（略）

5 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書又は届出書であつて一般乗合旅客自動車運送事業のみに係るものは、それぞれ当該事業の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（当該事業が運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるときは、当該事業の主として関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長）を経由して提出するものとする。

6

(略)

6

(略)

改正案	現行
<p>（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）</p> <p>第一条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（同条第一項ただし書又は第二項ただし書の場合にあつては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他国土交通大臣が定める財産とする。</p> <p>（監事の調査の対象となる書類）</p> <p>第三条 機構に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる法令の規定に基づき国土交通大臣に提出する書類とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）</p> <p>四 （略）</p> <p>（業務方法書に記載すべき事項）</p> <p>第四条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p>	<p>（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）</p> <p>第一条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項又は第四十六条の三第一項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあつては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他国土交通大臣が定める財産とする。</p> <p>（監事の調査の対象となる書類）</p> <p>第三条 機構に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる法令の規定に基づき国土交通大臣に提出する書類とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>三 （略）</p> <p>（業務方法書に記載すべき事項）</p> <p>第四条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p>

- 一 法第十三条第一項第一号に規定する鉄道施設の建設に関する事項
  - 二 法第十三条第一項第二号に規定する調査に関する事項
  - 三 法第十三条第一項第三号に規定する鉄道施設の貸付け又は譲渡に関する事項
  - 四 法第十三条第一項第四号に規定する災害復旧工事にに関する事項
  - 五 法第十三条第一項第五号に規定する鉄道施設又は軌道施設の建設及び大改良に関する事項
  - 六 法第十三条第一項第六号に規定する鉄道施設又は軌道施設の貸付け又は譲渡に関する事項
  - 七 法第十三条第一項第七号に規定する船舶の建造、使用及び譲渡に関する事項
  - 八 法第十三条第一項第八号に規定する技術的援助に関する事項
  - 九 法第十三条第一項第九号に規定する助成金の交付に関する事項
  - 十 法第十三条第一項第十号に規定する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の二第一項に規定する業務に関する事項
- (削る)
- (削る)
- (削る)
- 十一 法第十三条第二項第一号から第三号までに規定する補助金等の交付に関する事項
  - 十二 法第十三条第三項第一号に規定する施設の建設及び管理に関する事項
  - 十三 法第十三条第三項第二号に規定する工事並びに調査、測量、設計、試験及び研究に関する事項
  - 十四 法第十五条第一項に規定する業務の委託に関する事項
  - 十五 法第十六条に規定する納付金の徴収に関する事項
  - 十六〜十八 (略)

- 一 法第十二条第一項第一号に規定する鉄道施設の建設に関する事項
- 二 法第十二条第一項第二号に規定する調査に関する事項
- 三 法第十二条第一項第三号に規定する鉄道施設の貸付け又は譲渡に関する事項
- 四 法第十二条第一項第四号に規定する災害復旧工事にに関する事項
- 五 法第十二条第一項第五号に規定する鉄道施設又は軌道施設の建設及び大改良に関する事項
- 六 法第十二条第一項第六号に規定する鉄道施設又は軌道施設の貸付け又は譲渡に関する事項
- 七 法第十二条第一項第七号に規定する船舶の建造、使用及び譲渡に関する事項
- 八 法第十二条第一項第八号に規定する技術的援助に関する事項
- 九 法第十二条第一項第九号に規定する助成金の交付に関する事項
- 十 法第十二条第一項第十号に規定する助成金の交付に関する事項
- 十一 法第十二条第一項第十一号に規定する債務の保証に関する事項
- 十二 法第十二条第一項第十二号に規定する情報の収集、整理及び提供に関する事項
- 十三 法第十二条第一項第十三号に規定する調査に関する事項
- 十四 法第十二条第一項第十四号に規定する基礎的研究及びその成果の普及に関する事項
- 十五 法第十二条第二項第一号から第三号までに規定する補助金等の交付に関する事項
- 十六 法第十二条第三項第一号に規定する施設の建設及び管理に関する事項
- 十七 法第十二条第三項第二号に規定する工事並びに調査、測量、設計、試験及び研究に関する事項
- 十八 法第十四条第一項に規定する業務の委託に関する事項
- 十九 法第十五条に規定する納付金の徴収に関する事項
- 二十〜二十二 (略)

(勘定区分等)

第九条 (略)

2 前項第一号に掲げる業務に係る勘定(以下「建設勘定」という。)は、内訳として、次に掲げる業務に係る各経理単位に区分するものとする。

一 法第十三条第一項第一号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務(これらの業務のうち次に掲げる繰入金の繰入れ又は交付金の交付を受けて建設される鉄道施設に係るものに限る。)

イ(二) (略)

二 法第十三条第一項第五号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務(これらの業務のうち旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第一項に規定する旅客会社(以下「旅客会社」という。))及び日本貨物鉄道株式会社(以下「貨物会社」という。))以外の鉄道事業者又は軌道経営者の鉄道又は軌道に係るもの(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令(平成十三年政令第三百四十五号)第一条に規定する鉄道施設に係るものを除く。)に限る。)

三 (略)

3 第一項第二号に掲げる業務に係る勘定は、内訳として、次に掲げる業務に係る各経理単位に区分するものとする。

一 法第十三条第一項第七号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(削る)

二 法第十三条第一項第九号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

(勘定区分等)

第九条 (略)

2 前項第一号に掲げる業務に係る勘定(以下「建設勘定」という。)は、内訳として、次に掲げる業務に係る各経理単位に区分するものとする。

一 法第十二条第一項第一号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務(これらの業務のうち次に掲げる繰入金の繰入れ又は交付金の交付を受けて建設される鉄道施設に係るものに限る。)

イ(二) (略)

二 法第十二条第一項第五号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務(これらの業務のうち旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第一項に規定する旅客会社(以下「旅客会社」という。))及び日本貨物鉄道株式会社(以下「貨物会社」という。))以外の鉄道事業者又は軌道経営者の鉄道又は軌道に係るもの(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令(平成十三年政令第三百四十五号)第一条に規定する鉄道施設に係るものを除く。)に限る。)

三 (略)

3 第一項第二号に掲げる業務に係る勘定は、内訳として、次に掲げる業務に係る各経理単位に区分するものとする。

一 法第十二条第一項第七号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二 法第十二条第一項第九号に掲げる業務のうち民間において行われる高度船舶技術に関する試験研究に必要な資金(以下「試験研究資金」という。)に充てるための助成金を交付する業務及び同項第十号から第十三号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 法第十二条第一項第九号に掲げる業務のうち高度船舶技術を用いた船舶等の製造、保守又は修理に必要な資金に充てるための助成金



4・5 (略)

(譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引)  
第十二条の三 国土交通大臣は、機構が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

(削る)

を交付する業務及びこれに附帯する業務  
4・5 (略)

(譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引)  
第十二条の三 国土交通大臣は、機構が通則法第四十六条の二第二項又は第四十六条の三第三項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

(不要財産に係る民間等出資の払戻しの認可の申請)

第十五条の二 機構は、通則法第四十六条の三第一項の規定により、民間等出資に係る不要財産について、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者(以下単に「出資者」という。)に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として国土交通大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告することについて、同項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 催告に係る不要財産の内容
- 二 不要財産であると認められる理由
- 三 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額(現金及び預金にあつては、取得の日及び申請の日におけるその額)
- 四 当該不要財産の取得に係る出資の内容(出資者が複数ある場合にあつては、出資者ごとの当該不要財産の取得の日における帳簿価額に占める出資額の割合)
- 五 催告の内容
- 六 不要財産により払戻しをする場合には、不要財産の評価額
- 七 通則法第四十六条の三第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額により払戻しをする場合には、不要財産の譲渡によつて得られる収入の見込額並びに譲渡に要する費用の費目、費

目ごとの見込額及びその合計額

八 前号の場合における譲渡の方法

九 第七号の場合における譲渡の予定時期

十 その他必要な事項

2 国土交通大臣は、前項の申請に係る払戻しの方法が通則法第四十六条の第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額による払戻しである場合において、同条第一項の認可をしたときは、次に掲げる事項を機構に通知するものとする。

一 通則法第四十六条の第三項の規定により当該不要財産に係る出資額として国土交通大臣が定める額の持分

二 通則法第四十六条の第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額により払戻しをする場合における当該払戻しの見込額

(中期計画に定めた不要財産の払戻しの催告に係る通知)

第十五条の三 機構は、通則法第四十四条第三項の中期計画において通則法第三十条第二項第五号の計画を定めた場合において、通則法第四十六条の第三項の規定により、民間等出資に係る不要財産について、出資者に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として国土交通大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができ旨を催告しようとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を国土交通大臣に通知しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

(催告の方法)

第十五条の四 機構は、通則法第四十六条の第三項の規定により催告しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法をいう。)により提供しなければ

(削る)

(削る)

(削る)

- ならない。
- 一 催告に係る不要財産の内容
  - 二 通則法第四十六条の三第一項の規定に基づき当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨
  - 三 通則法第四十六条の三第一項に規定する払戻しについて、次に掲げる方法のうちいずれの方法によるかの別
    - イ 不要財産により払戻しをすること
    - ロ 通則法第四十六条の三第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額により払戻しをすること
  - 四 払戻しを行う予定時期
  - 五 第三号ロの方法による払戻しの場合における払戻しの見込額
- 2 前項の規定により催告するに際し、当該不要財産の評価額が当該不要財産の帳簿価額を超えることその他の事情があるため、払戻しの方法が同項第三号イの方法により難しい場合には、その旨を当該催告の相手方に対し、通知するものとする。
- (民間等出資に係る不要財産の譲渡の報告等)
- 第十五条の五 機構は、通則法第四十六条の三第三項の規定により民間等出資に係る不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出するものとする。
- 一 当該不要財産の内容
  - 二 譲渡によって得られた収入の額
  - 三 譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額
  - 四 譲渡した時期
  - 五 通則法第四十六条の三第二項の規定により払戻しを請求された持分の額
- 2 前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。
- 3 国土交通大臣は、第一項の報告書の提出を受けたときは、通則法第

(削る)

第十八条 (略)

(国土交通省令で定める規格)

第十九条 法第十三条第一項第五号の国土交通省令で定める規格は、次に掲げる要件を満たすこととする。ただし、都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第二条第六号に規定する都市鉄道利便増進事業として同条第三号に規定する都市鉄道施設又は同条第四号に規定する駅施設の建設又は改良を行う場合は、この限りでない。

一・二 (略)

第二十条 (略)

(貸付料等の認可)

第二十一条 機構は、法第十四条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を国土交通大臣に提出

四十六条の三第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額（当該算定した金額が第一項第五号の持分の額に満たない場合にあっては、当該算定した金額及び通則法第四十六条の三第三項の規定により当該持分のうち国土交通大臣が定める額の持分）を機構に通知するものとする。

4 機構は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、同項の規定により通知された金額により、第一項第五号の持分（当該通知された金額が当該持分の額に満たない場合にあっては、前項の規定により通知された額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

(資本金の減少の報告)

第十五条の六 機構は、通則法第四十六条の三第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告するものとする。

第十七条の三 (略)

(国土交通省令で定める規格)

第十八条 法第十二条第一項第五号の国土交通省令で定める規格は、次に掲げる要件を満たすこととする。ただし、都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第二条第六号に規定する都市鉄道利便増進事業として同条第三号に規定する都市鉄道施設又は同条第四号に規定する駅施設の建設又は改良を行う場合は、この限りでない。

一・二 (略)

第十九条 (略)

(貸付料等の認可)

第二十条 機構は、法第十三条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を国土交通大臣に提出

出しなければならない。

一〇六 (略)

2 機構は、法第十四条第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、当該変更の理由及び内容を明らかにした書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

(削る)

(立入検査の証明書)

第二十五条 法第二十四条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

(電気事故の報告)

第二十七条 機構は、鉄道施設又は軌道施設（法第十七条第一項第一号に掲げる業務に係るものに限り、法第十三条第一項第三号又は第六号の規定により貸し付けたものを除く。）に係る電気事故が発生したときは、国土交通大臣に報告しなければならない。

附則

(業務の特例に関する経過措置)

しなければならない。

一〇六 (略)

2 機構は、法第十三条第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、当該変更の理由及び内容を明らかにした書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

(信用基金の増減)

第二十一条 法第十六条第一項の信用基金は、毎事業年度、保証債務の履行として当該事業年度に支払った金額を減じ、保証債務の履行により取得した求償権に基づいて当該事業年度に取得した金額及び当該事業年度における運用収入の金額の全部又は一部を加えることにより、損益計算を行い、その損益計算上生じた利益又は損失の額により、法附則第三条第四項の規定により出資があつたものとされた金額、同条第九項の規定により拋出があつたものとされた金額及び法第十六条第一項に規定する政府が示した金額の合計額を超えることとならない限度で増加し、又は減少するものとする。

(立入検査の証明書)

第二十五条 法第二十五条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

(電気事故の報告)

第二十七条 機構は、鉄道施設又は軌道施設（法第十七条第一項第一号に掲げる業務に係るものに限り、法第十二条第一項第三号又は第六号の規定により貸し付けたものを除く。）に係る電気事故が発生したときは、国土交通大臣に報告しなければならない。

附則

(業務の特例に関する経過措置)

第二条 法附則第十一条第一項、第三項及び第五項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第四条各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を業務方法書に記載するものとする。

一・二 (略)

三 法附則第十一条第三号に規定する資金の貸付けに関する事項

四 法附則第十一条第四号に規定する資金の貸付けに関する事項

五・六 (略)

2 法附則第十一条第一項、第三項及び第五項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第九条第一項第一号中「法第十七条第一項第一号に掲げる業務」とあるのは「法第十七条第一項第一号に掲げる業務並びに法附則第十一条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」と、同項第二号中「法第十七条第一項第二号に掲げる業務」とあるのは「法第十七条第一項第二号に掲げる業務、法附則第十一条第二号に掲げる業務、及びこれに附帯する業務並びに同条第五項に規定する業務のうち貸付契約及び保証契約に係る業務」と、同項第三号中「法第十七条第一項第三号に掲げる業務」とあるのは「法第十七条第一項第三号に掲げる業務並びに法附則第十一条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」と、同項第四号中「法第十七条第一項第四号に掲げる業務」とあるのは「法第十七条第一項第四号に掲げる業務、法附則第十一条第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務、同条第三項に規定する業務並びに同条第五項に規定する業務のうち協定に係る業務」と、同条第二項第一号中「限る。」とあるのは「限る。」並びに法附則第十一条第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「法附則第十一条第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「法附則第十一条第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第五項に規定する

第二条 法附則第十一条第一項、第三項及び第五項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第四条各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を業務方法書に記載するものとする。

一・二 (略)

三 法附則第十一条第三号に規定する旧協会法第二十九条第一項第二号から第四号までに掲げる業務に関する事項

四 法附則第十一条第四号に規定する資金の貸付けに関する事項

五 法附則第十一条第五号に規定する資金の貸付けに関する事項

六・七 (略)

2 法附則第十一条第一項、第三項及び第五項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第九条第一項第一号中「法第十七条第一項第一号に掲げる業務」とあるのは「法第十七条第一項第一号に掲げる業務並びに法附則第十一条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」と、同項第二号中「法第十七条第一項第二号に掲げる業務」とあるのは「法第十七条第一項第二号に掲げる業務、法附則第十一条第二号に掲げる業務、及びこれに附帯する業務並びに同条第五項に規定する業務のうち貸付契約及び保証契約に係る業務」と、同項第三号中「法第十七条第一項第三号に掲げる業務」とあるのは「法第十七条第一項第三号に掲げる業務並びに法附則第十一条第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」と、同項第四号中「法第十七条第一項第四号に掲げる業務」とあるのは「法第十七条第一項第四号に掲げる業務、法附則第十一条第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務、同条第三項に規定する業務並びに同条第五項に規定する業務のうち協定に係る業務」と、同条第二項第一号中「限る。」とあるのは「限る。」並びに法附則第十一条第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「法附則第十一条第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「法附則第十一条第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第五項に規定する

業務のうち貸付契約及び保証契約に係る業務」とする。  
(削る)

- 3| 前項の規定により読み替えて適用される第九条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定は、内訳として、次に掲げる業務に係る各経理単位に区分するものとする。
  - 一 (略)
  - 二 法附則第十一条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務
- 4| 第二項の規定により読み替えて適用される第九条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定は、内訳として、次に掲げる業務に係る各経理単位に区分するものとする。この場合において、第一号及び第二号に掲げる業務に関する管理費は、第三号に掲げる業務に係る経理単位において経理するものとする。
  - 一 法第十七条第一項第四号に掲げる業務、法附則第十一条第一項第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第五項に規定する業務のうち協定に係る業務

- 3| 前項の規定により読み替えて適用される第九条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定は、同条第三項の規定にかかわらず、内訳として、次に掲げる業務に係る各経理単位に区分するものとする。
  - 一 法第十二条第一項第七号及び第八号に掲げる業務並びに法附則第十一条第一項第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第五項に規定する業務のうち貸付契約及び保証契約に係る業務
  - 二 法第十二条第一項第九号に掲げる業務のうち試験研究資金に充てるための助成金を交付する業務及び同項第十号から第十三号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
  - 三 法第十二条第一項第九号に掲げる業務のうち高度船舶技術を用いた船舶等の製造、保守又は修理に必要な資金に充てるための助成金を交付する業務及びこれに附帯する業務
  - 四 法附則第十一条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務
- 4| 第二項の規定により読み替えて適用される第九条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定は、内訳として、次に掲げる業務に係る各経理単位に区分するものとする。
  - 一 (略)
  - 二 法附則第十一条第一項第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務
- 5| 第二項の規定により読み替えて適用される第九条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定は、内訳として、次に掲げる業務に係る各経理単位に区分するものとする。この場合において、第一号及び第二号に掲げる業務に関する管理費は、第三号に掲げる業務に係る経理単位において経理するものとする。
  - 一 法第十七条第一項第四号に掲げる業務、法附則第十一条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第五項に規定する業務のうち協定に係る業務

二・三 (略)

(削る)

5| (略)

6| 法附則第十一条第五項の規定により機構が行う業務については、附則第七条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法施行規則（平成九年運輸省令第五十五号。以下「旧事業団法施行規則」という。）第五条から第七条までの規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧事業団法施行規則第五条中「法第二十条第一項第八号ロ」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号。以下「機構法」という。）

）附則第十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号。以下「旧事業団法」という。）第二十条第一項第八号ロ」と、旧事業団法施行規則第六条中「法第二十条第一項第九号ハ」とあるのは「旧事業団法第二十条第一項第九号ハ」と、旧事業団法施行規則第七条中「法第二十条第七項第四号」とあるのは「旧事業団法第二十条第七項第四号」と、同条第一号中「法第二十条第七項第一号」とあるのは「旧事業団法第二十条第七項第一号」と、同条第二号中「運輸施設整備事業団（以下「事業団」という。）」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第三条第一項の規定による解散前の運輸施設整備事業団」と、同条第三号及び第四号中「法第二十条第七項第二号」とあるのは「旧事業団法第二十条第七項第二号」とする。

(削る)

二・三 (略)

6| 法附則第十一条第一項の規定により同項第三号に規定する業務及びこれに附帯する業務が行われる場合には、第十六条第二号中「土地及び建物」とあるのは、「土地及び建物（法附則第十一条第一項第三号の業務に係るものを除く。）」とする。

7| (略)

8| 法附則第十一条第五項の規定により機構が行う業務については、附則第七条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法施行規則（平成九年運輸省令第五十五号。以下「旧事業団法施行規則」という。）第五条から第七条までの規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧事業団法施行規則第五条中「法第二十条第一項第八号ロ」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号。以下「旧事業団法」という。）第二十条第一項第八号ロ」と、旧事業団法施行規則第六条中「法第二十条第一項第九号ハ」とあるのは「旧事業団法第二十条第一項第九号ハ」と、旧事業団法施行規則第七条中「法第二十条第七項第四号」とあるのは「旧事業団法第二十条第七項第四号」と、同条第一号中「法第二十条第七項第一号」とあるのは「旧事業団法第二十条第七項第一号」と、同条第二号中「運輸施設整備事業団（以下「事業団」という。）」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第三条第一項の規定による解散前の運輸施設整備事業団」と、同条第三号及び第四号中「法第二十条第七項第二号」とあるのは「旧事業団法第二十条第七項第二号」とする。

9| 法附則第十一条第一項の規定により機構が行う同項第三号の業務については、運輸施設整備事業団法施行規則の一部を改正する省令（平成十三年国土交通省令第三十三号）附則第二条の規定による廃止前の造船業基盤整備事業協会に対する特定船舶製造事業者の納付金の納付に関する省令（昭和五十四年運輸省令第六号。以下「旧納付金省令」



(償却資産の指定の特例)

第三条 機構の成立の際、債務等処理法附則第七条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)附則第九条第二項第一号に規定する鉄道施設に係る資産(同項の規定により債務等処理法附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団(附則第六条第二項において「旧日本国有鉄道清算事業団」という。)

(へ承継した債務に係る資産のうち機構が承継したものを除く。)は、第十二条第一項の指定を受けたものをみなす。

(削る)

という。)は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧納付金省令第一条中「造船業基盤整備事業協会法(昭和五十三年法律第百三号。以下「法」という。)」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)附則第十一条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律(平成十二年法律第四十七号)附則第八条の規定による廃止前の造船業基盤整備事業協会法(昭和五十三年法律第百三号。以下「旧協会法」という。)」と、旧納付金省令第二条第一項中「法第三十三条第一項」とあるのは「旧協会法第三十三条第一項」と、「造船業基盤整備事業協会(以下「協会」という。)」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)」と、「協会に」とあるのは「機構に」と、同条第二項、第四項及び第五項並びに旧納付金省令第三条中「法」とあるのは「旧協会法」と、「協会」とあるのは「機構」と、旧納付金省令第四条中「法」とあるのは「旧協会法」と、旧納付金省令別記様式中「造船業基盤整備事業協会に」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に」と、「造船業基盤整備事業協会会長」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長」と、「造船業基盤整備事業協会法」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法」とする。

(償却資産の指定の特例)

第三条 機構の成立の際、次に掲げる資産は、第十二条第一項の指定を受けたものをみなす。

一 債務等処理法附則第七条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算

(削る)

事業団法（昭和六十一年法律第九十号）附則第九条第二項第一号に規定する鉄道施設に係る資産（同項の規定により債務等処理法附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（附則第六条第二項において「旧日本国有鉄道清算事業団」という。）へ承継した債務に係る資産のうち機構が承継したものを除く。）

二 第九条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に属する資産（附則第二条第四項第一号に掲げる業務に係る経理単位に属するものに限る。）であつて、事業団が政府の出資金を原資として取得し、かつ、法附則第二条第四項の規定により機構が承継したもの

別記様式（第25条関係）

（表）

第 _____ 号	六・五センチメートル
官職 _____	
氏名 _____	
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法	
第24条第2項の立入検査員証	
国土交通大臣 印	
_____ 年 _____ 月 _____ 日 発 行	
_____ 年 _____ 月 _____ 日 限り有効	
九センチメートル	

別記様式（第25条関係）

（表）

第 _____ 号	六・五センチメートル
官職 _____	
氏名 _____	
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法	
第25条第2項の立入検査員証	
国土交通大臣 印	
_____ 年 _____ 月 _____ 日 発 行	
_____ 年 _____ 月 _____ 日 限り有効	
九センチメートル	

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法

(抜粋)

(報告及び検査)

第二十四条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、受託金融機関に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十条 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

(裏)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法

(抜粋)

(報告及び検査)

第二十五条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、受託金融機関に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十一条 第二十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

(裏)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>4 運輸審議会が法附則第八條第一項の規定に基づき旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する場合には、第五條中「第二十三條」とあるのは「第二十三條（法附則第八條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）」と、第十五條第一項中「第十五條第四項」とあるのは「第十五條第四項（法附則第八條第二項において準用する場合を含む。）」と、第十四條第一項中「第二十四條」とあるのは「第二十四條（法附則第八條第二項において準用する場合を含む。）」と、第五十條中「第二十四條第一項第一号及び第二号」とあるのは「第二十四條第一項第一号及び第二号（法附則第八條第二項において準用する場合を含む。）」とする。</p>	<p>附則</p> <p>4 運輸審議会が法附則第九條第一項の規定に基づき旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する場合には、第五條中「第二十三條」とあるのは「第二十三條（法附則第九條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）」と、第十五條第一項中「第十五條第四項」とあるのは「第十五條第四項（法附則第九條第二項において準用する場合を含む。）」と、第十四條第一項中「第二十四條」とあるのは「第二十四條（法附則第九條第二項において準用する場合を含む。）」と、第五十條中「第二十四條第一項第一号及び第二号」とあるのは「第二十四條第一項第一号及び第二号（法附則第九條第二項において準用する場合を含む。）」とする。</p>

改正案	現行
<p>（機構が十分な能力を有する鉄道施設の設計）</p> <p>第二十九条 法第十四条第五項の国土交通省令で定める鉄道施設の設計の範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号。以下「機構法」という。）第十三条第一項の規定により行う同項第五号の鉄道施設の建設又は大改良に係るもの（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が設計の確認及び竣工の確認を行うものに限る。次号において同じ。）</p> <p>二 機構法第十三条第三項の規定により行う同項第二号の鉄道施設の設計及び工事（機構が十分な能力を有するものとして国土交通大臣が告示で定める鉄道の種類に係るものに限る。）</p>	<p>（機構が十分な能力を有する鉄道施設の設計）</p> <p>第二十九条 法第十四条第五項の国土交通省令で定める鉄道施設の設計の範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号。以下「機構法」という。）第十二条第一項の規定により行う同項第五号の鉄道施設の建設又は大改良に係るもの（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が設計の確認及び竣工の確認を行うものに限る。次号において同じ。）</p> <p>二 機構法第十二条第三項の規定により行う同項第二号の鉄道施設の設計及び工事（機構が十分な能力を有するものとして国土交通大臣が告示で定める鉄道の種類に係るものに限る。）</p>

改正案	現行
<p>（企画室、国際企画調整室、海事振興企画室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際協力調整官、調整官及び海技試験官） 第九十五条（略）</p> <p>2 企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第十三条第一項第七号及び第八号の業務並びにこれらに附帯する業務に関すること。</p> <p>3 18（略）</p>	<p>（企画室、国際企画調整室、海事振興企画室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際協力調整官、調整官及び海技試験官） 第九十五条（略）</p> <p>2 企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十二条第一項第七号及び第八号の業務並びにこれらに附帯する業務に関すること。</p> <p>3 18（略）</p>